令和 ８ 年１１月１８日

学校給食代替食費給付金について（お知らせ）

令和８年４月から市立小学校における学校給食の無償化が実施されたことを受けて、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食の提供を受けていない児童の保護者に対して、学校給食費相当の給付金を給付する事業が始まりましたので、お知らせいたします。

１　対象者

碧南市立小学校に在籍していて、以下の①から③の**やむを得ない理由により、学校給食のすべての提供を受けていない**児童の保護者

① 食物アレルギー

② 宗教上の理由

③ 長期欠席（入院、登校していない等）

※ 給食費に未納のある方、生活保護制度等を受けている方は、対象となりません

２　支給額

各月の給食実施日の初日から末日までの全ての学校給食を停止している月を対象として月単位で算定します。

月額５，２００円（令和８年度）　×　**１か月間学校給食を停止した月数**

３　申請手続き等

以下の手続きをしてください。この給付金を受給するためには、期日までに申請等書類を提出していただく必要がありますので、申請等書類の提出がない場合は、給付金を受給することができません。

※ ⑴および⑵ともに、あいち電子申請・届出システムによる【電子申請】、または、用紙に記入したうえで、学校または学校給食センターに提出する【紙申請】のどちらでも手続きすることができます。

⑴ **学校給食を停止するとき**に、**『学校給食停止届』**を提出してください。

※ 学年が変わったときは、再度提出してください。

⑵ **各学期の最終月**に、**『学校給食代替食費給付金申請書』と『学校給食代替食費給付金請求書』**を提出してください。

※ 令和８年度の１学期分と２学期分について既に学校給食を停止している場合は、⑴と⑵を、１２月１日（火）から１２月２８日（月）までに提出してください。ただし、学校へ紙申請等書類を提出する場合は、12 月 23 日（水）までに提出してください。

申請手続き等の詳細については、右の２次元コードから碧南市のホームページにてご確認いただくことができます。

参考質問

Q 牛乳の提供を停止していますが、支給対象になりますか。
A 学校給食の全ての提供を停止することが条件なので、支給対象となりません。

Q 偏食があり毎日弁当を持参していますが、支給対象になりますか。
A 偏食は、給食を食べることができないやむを得ない理由には当たりませんので、支給対象となりません。

Q 兄弟姉妹がいる場合は、どのように申請したらよいですか。
A 児童１人ずつ、提出してください。

Q 新たに給食を停止したい場合は、どうしたらよいですか。
A『学校給食停止届』を、あいち電子申請・届出システム、学校または学校給食センターに提出してください。
ただし、停止届の提出を受けてから７日後（学校の休校日を除く）以降の停止となります。

Q 停止した給食を再開したい場合は、どうしたらよいですか。
A 再開希望日の７日前（学校の休校日を除く）までに、『学校給食再開届』を、あいち電子申請・届出システム、学校または学校給食センターに提出してください。

Q 月の途中から給食を停止した場合は、給付金はどのように算定されますか。
A 月の途中（その月の給食実施日の初日から末日までの間）に給食を停止した場合は、翌月分から支給対象となります。

Q 月の途中から給食を再開した場合は、給付金はどのように算定されますか。
A 月の途中（その月の給食実施日の初日から末日までの間）に給食を再開した場合は、前月分までが支給対象となります。

Q インターナショナルスクールに通学している場合は、対象になりますか。
A 市立小学校で就学の実態がない場合は、対象となりません。

お問い合わせ先　　碧南市学校給食センター
電話　42-2504